

令和3年 5月 定例教育委員会

日時 令和3年5月27日(木)13:30～
場所 鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室

次 第

○ 行事報告及び行事予定について [教育総務課]

【説明・協議事項】

- (1) 中学校歴史教科書の採択替えの可否について [学校教育課] P. 1
(2) 6月市議会定例会の附議案について [各課]

【報告事項】

- (1) 損害賠償請求訴訟について [学校教育課]P. 10
(2) 新型コロナウイルス感染症の対応について [学校教育課]P. 11
(3) 令和3年度の特別天然記念物コウノトリの繁殖状況について [文化財課] 当日配布

【先回定例会の議事録】

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
[6月] 令和3年6月29日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
[7月] 令和3年7月27日(火) 13:30～鳥取市役所本庁舎6階 第4会議室
- (2) 第13回中国地区市町村教育委員会連合会研修大会(鳥取県)
令和3年7月15日(木) 13:00～17:00
※新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、オンライン開催

※説明・協議事項(2)は、鳥取市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき、公開しないこととします。

① 行事報告（5月1日～5月27日）

5月	1	(土)	第28回星まつり（～5/5）	さじアストロパーク
			常設展示ギャラリートーク（5/3、5/8、5/15、5/22、5/29）	鳥取市歴史博物館
			空から眺める鳥取城と仁風閣の四季（～5/30）	仁風閣
			あおやかみじちシルエットクイズ（～5/4）	青谷上寺地遺跡展示館
	2	(日)		
	3	(月)		
	4	(火)		
	5	(水)	鳥取城フォーラム2021（延期）	鳥取市文化センター
			オリジナル勾玉作り	青谷上寺地遺跡展示館
	6	(木)		
	7	(金)		
	8	(土)	カプリス・弦楽四重奏団コンサート	仁風閣
	9	(日)		
	10	(月)	中堅教諭等資質向上研修①・6年目研修①	Web会議による遠隔研修
	11	(火)	青谷町高齢者教室開校式（中止）	青谷町総合支所
	12	(水)		
	13	(木)	I C T活用研修①(基礎編B日程)	オンデマンドによる動画配信
			みたき大学開講式・第1回講座	河原町総合支所
	14	(金)	情報化推進リーダー研修	Web会議による遠隔研修
			河原町女性セミナー開講式・第1回講座	河原町老人福祉センター
	15	(土)	東京オリンピック聖火リレートーチの巡回展示（5/15～20）	鳥取市役所本庁舎1階
			おもてなしイベント	鳥取市歴史博物館
			歌とお話のひととき	仁風閣
			鉄道模型（H0ゲージ）イベント（～5/16）	あおや郷土館
	16	(日)		
	17	(月)	I C T活用研修②応用編A日程	オンデマンドによる動画配信
	18	(火)		
19	(水)			
20	(木)	授業づくり研修①	Web会議による遠隔研修	
		音読教室	青谷町総合支所	
21	(金)	鳥取大学「地球科学」講義 講師：さじアストロパーク職員	鳥取大学	
22	(土)	東京2020オリンピック競技大会聖火リレー（鳥取市ルート）	県庁前～JR鳥取駅前花時計	
		第60回麒麟のまち鳥取市美術展記念展inやまびこ館（～7/4）	鳥取市歴史博物館	
		明治40年・皇太子山陰行啓時の鉄道事情を学ぶ	仁風閣	
23	(日)	おうちだにアカデミー「鳥取藩主池田家墓所のなりたち」	鳥取市歴史博物館	
		因幡・但馬の麒麟獅子舞	仁風閣	
24	(月)	鳥取市歴史文化基本構想検討委員会	鳥取市役所本庁舎6階	
25	(火)	副校長・教頭研修①	Web会議による遠隔研修	
26	(水)	宇宙ふしぎ探検「皆既月食を観察しよう」	さじアストロパーク	
27	(木)	5月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

② 行事予定（5月28日～6月29日）

5月	28	(金)	I C T活用研修②(応用編B日程)	オンデマンドによる動画配信
	29	(土)	あおや文化まつり2021（～6/27日）	あおや郷土館
			常設展示ギャラリートーク	鳥取市歴史博物館
	30	(日)	ヴァイオリンとチェロのデュオ	仁風閣
	31	(月)		
6月	1	(火)	教育相談コーディネーター研修	Web会議による遠隔研修
	2	(水)		
	3	(木)		
	4	(金)		
	5	(土)		
	6	(日)	人生探求講座	仁風閣
	7	(月)		
	8	(火)	特別支援学級担任研修①（全）	Web会議による遠隔研修
			青谷町高齢者教室	青谷町総合支所
	9	(水)		
	10	(木)	中堅教諭等資質向上研修②、16年目研修①	Web会議による遠隔研修
			みたき大学・県外研修	松江市
	11	(金)	6月市議会定例会開会（29日まで）	
	12	(土)		
	13	(日)	因幡のしゃんしゃん傘踊り・すずっこ踊り	仁風閣
	14	(月)	民俗行事『端午の節句』	河原歴史民俗資料館
	15	(火)		
	16	(水)		
	17	(木)		
	18	(金)	河原町女性セミナー・県内研修	鳥取市
	19	(土)	鳥取城歴史講座「中ノ御門石垣の修理と復元	仁風閣
	20	(日)		
	21	(月)	外国語・外国語活動支援員研修、ワークショップ①	Web会議による遠隔講義研修
	22	(火)	人権教育主任研修①	Web会議による遠隔講義研修
	23	(水)		
	24	(木)		
	25	(金)	学校司書・司書教諭研修（全）	Web会議による遠隔講義研修
	26	(土)		
	27	(日)		
28	(月)			
29	(火)	教務主任研修	Web会議による遠隔講義研修	
		6月定例教育委員会	本庁舎6階第4会議室	

5月定例教育委員会 資料	
令和3年5月27日（木）	
担当課	学校教育課

中学校歴史教科書の採択替えの可否について

本年度、自由社の中学校歴史教科書「新しい歴史教科書」が再申請により検定を合格し発行されることとなった。それに伴い、東部地区教用図書採択協議会並びに、鳥取市教育委員会において、採択替えの協議を行うか否かの意見を問う。

- 1 県教育委員会小中学校課との確認内容（令和3年4月16日）
 - 自由社の中学校歴史教科書について、採択替えが可能である。
 - 採択替えを行うか否かは、採択権者である市町村教育委員会の判断である。
 - 県教委は、自由社の中学校歴史教科書について調査研究を行う。
 - 東部地区教科用図書採択協議会で、採択替えを行わないと決定した場合は、新たに調査研究及び審議を行う必要はない。

- 2 県教育委員会東部教育局との確認内容（令和3年5月18日）
 - 自由社の中学校歴史教科書に係る県の教科書審議会が6月10日に開催予定。
 - 県の調査委員会が作成した自由社の中学校歴史教科書に係る選定資料は、6月下旬に各市町村教育委員会及び各地区採択協議会に送付される予定。
 - 採択結果の報告に係る依頼通知を6月下旬に県教委小中学校課から発出予定。

- 3 教育長会議での協議予定
 - 令和3年5月21日（金）の第1回東部地区教育長会議で、採択替えの調査研究及び審議を行うかを協議予定。

- 4 参考資料
 - 別添 令和3年3月30日付文部科学省初等中等教育局教科書課長通知
「令和4年度使用教科書の採択事務処理について」



2 初教科 6 7 号
令和 3 年 3 月 3 0 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
神山ノ弘

(公印省略)

令和 4 年度使用教科書の採択事務処理について (通知)

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」(令和 3 年 3 月 30 日付け 2 文科初第 2012 号文部科学省初等中等教育局長通知)において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いいたします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いいたします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和2年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

なお、令和3年度においては、自由社の「新しい歴史教科書」について、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、無償措置法施行規則第6条第3号により採択替えを行うことも可能である。

その際、以下の(ア)から(カ)までの事項に留意すること。また、以下に挙げる留意事項は「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について(通知)」(平成28年6月20日付け28文科初第432号文部科学省初等中等教育局長通知)の第二に記載の内容も含まれることから、必要に応じて当該通知も参照すること。

(ア) 採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみであり、その他の種目の教科書について、採択替えを行うことはできないこと。

(イ) 採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであること。その際、都道府県教育委員会において行う新たに発行されることとなった図書についての調査研究(下記(カ)参照)の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること。

(ウ) 新たに発行されることとなった教科書の種目の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究等を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えすることも可能であること。

(エ) 上記を含めて採択替えを行う場合には、無償措置法の規定の趣旨に則り、教科書採択の公正性・透明性を確保する観点から、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが必要であること。

(オ) 採択替え後の教科書を採択する期間は、同一の教科書を採択しなければならない期間として無償措置法施行令第15条第1項に規定する4年間から採択替え前の期間を控除した期間であること。

(カ) 都道府県教育委員会においては、無償措置法第10条の規定に基づき、

新たに発行されることとなった図書について調査研究を行うこと。その際、具体的な実施方法については、各都道府県教育委員会において、その実情を踏まえて適切に判断されるべきものであること。

(3) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校に入学する生徒の教科書については、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降に掲載された場合も同様とすること。なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることができることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に掲載されている教科書のうちから採択することができること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和3年度一般図書契約予定一覧」(令和3年2月25日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和3年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和4年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和3年3月30日付け2文科初第2011号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和2年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、昨年度と同様、6月10日以降の最初の金曜日である6月11日から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の14日間(法定展示期間)開催すること(令和3年文部科学省告示第33号)。

(3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、

法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を表示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること。(翌年度使用教科書のみ)。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限(9月16日)を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要がある場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末

までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成 30 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第 1 部掲載）と、平成 21 年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第 2 部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第 3 部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5. 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえると同時に、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第 12 条第 3 項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和3年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和3年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	
小学校	検定	◎				◎				◎	
	採択	△	△				△				
	使用開始	●	○	○				○			
中学校	検定	◎	◎				◎				
	採択	▲	△	△				△			
	使用開始		●	○	○				○		
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎			◎			
		採択			△	△			△		
		使用開始				○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎				◎	
		採択				△	△				△
		使用開始	○				○	○			
	主として 高学年用	検定				◎	◎				◎
		採択	△				△	△			
		使用開始		○				○	○		

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度／令和元年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

5月定例教育委員会 資料	
令和3年5月27日（木）	
担当課	学校教育課

損害賠償請求訴訟について

1 原告

2 被告 鳥取市

3 訴状作成年月日 令和3年4月27日

4 訴訟の要旨

令和元年5月22日、鳥取市立美保小学校において、児童が滑り台から転落する事故が発生し右側頭骨骨折の傷害を負ったことについて、学校が児童に対する安全配慮義務に違反したため、82万5千円及びこれに対する令和元年5月22日から支払い済みまで年5分の割合による金員及び訴訟費用の支払いを求める。

5 原告の主張

滑り台付きジャングルジムにおいて鬼ごっこなど危険な遊びを児童らがしていたことを知っていながら、遊具鬼の禁止その他の適切な措置を何ら執ることもなく放置し、かつ、遊具遊びの危険を防止すべく、監視の職員を置くなどの危険防止措置も執られなかったのであるから、鳥取市立美保小学校は、学校自己を防止すべき注意義務に違反した過失を免れない。

- ①児童らが、滑り台付きジャングルジムで鬼ごっこをしていたことは、教諭も十分に把握しており、普段からこのような危険な遊びをしていたという認識があった。
- ②学校側は、多くの児童が遊具鬼という危険な遊びをしていたことを知っていながら、具体的な指導を全く行っていなかった。
- ③学校が指導していたのは、「入学後のオリエンテーションとして、体育の時間に遊具の使い方を確認した。」「滑り台については、下から上に上がらないことを伝えていた。」「同時に日常的に安全に気をつけて遊ぶように話していた。」という事柄にとどまっていた。
- ④学校側は、「滑り台付きジャングルジムでは鬼ごっこをしない」という指導を怠っていた。
- ⑤特に新入生に対しては、注意を徹底し、危険を防止すべく、昼休憩に遊具の周囲を見廻るなどの措置をすべきであったが、監視の職員が配置されることはなく、事故当日も監視の職員はいなかった。

5 今後の対応

- ・令和3年6月7日（月） 口頭弁論

5月定例教育委員会 資料	
令和3年5月27日（木）	
担当課	学校教育課

新型コロナウイルス感染症の対応について

4月14日（金）、鳥取市立桜ヶ丘中学校の生徒1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されました。対応については以下のとおりです。

（1）学校の臨時休業等について

- ・5月15日（土）～5月19日（水）までひとまず臨時休業
- ・5月14日（金）、5月15日（土）にPCR検査を受けた生徒及び教職員全員が陰性だったことを受け、保健所と相談の上、5月15日（土）～5月18日（火）臨時休業、5月19日（水）から学校再開

（2）PCR検査の結果について

- ・検査対象者 教職員14名、生徒91名
- ・5月14日（金） 教職員3名、生徒29名 陰性
- ・5月15日（土） 教職員11名、生徒62名 陰性

（3）学校内の消毒について

- ・5月14日（金）16時頃実施

（4）今後の学校での取組について

- ・濃厚接触による出席停止の生徒に対して、タブレットパソコンを持ち帰らせ、学習保障を行う。
- ・生徒会を中心に、シトラスリボン・プロジェクトを再展開し、差別や偏見等の防止に取り組めます。

5/14(金)	鳥取市立桜ヶ丘中学校の生徒1名が感染 5/15(土)～5/19(水)臨時休業を決定 学校内の消毒作業 教職員(3名)、生徒(29名)PCR検査実施の実施⇒陰性 臨時休業、PCR検査の実施、教育長メッセージを保護者に配信 報道等へ資料提供 ※学校名公表
5/15(土)	教職員(11名)、生徒(62名)PCR検査の実施⇒陰性 臨時休業期間 5/15(土)～5/18(火)、学校再開 5/19(水)に変更 報道等へ資料提供 ※臨時休業期間の変更
5/19(水)	学校再開

5月定例教育委員会 資料	
令和3年5月27日（木）	
担当課	学校教育課

新型コロナウイルス感染症の対応について

5月23日（日）、鳥取市立鹿野学園（王舎城学舎）の生徒1名が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認されました。対応については以下のとおりです。

（1）学校の臨時休業等について

- ・5月24日（月）～5月28日（金）まで臨時休業
 ※5月29日（土）から学校再開予定

（2）PCR検査の結果について

- ・実施日 5月23日（日）、24日（月）
- ・検査対象者 教職員16名、児童生徒108名 陰性

（3）学校内の消毒について

- ・5月23日（日）15時頃実施

（4）今後の学校での取組について

- ・引き続き、子どもたちが安全・安心な学校生活を再開できるよう、感染防止、差別や偏見等の防止に取り組む。

5/23（日）	鳥取市立鹿野学園の生徒1名が感染 5/24（月）～5/28（金）臨時休業を決定 学校内の消毒作業 教職員、児童生徒PCR検査実施の実施⇒陰性 臨時休業、PCR検査の実施、教育長メッセージを保護者に配信 報道等へ資料提供 ※学校名公表
5/24（月）	教職員、児童生徒PCR検査の実施⇒陰性
5/29（土）	学校再開予定

当日配布資料

報告事項（3）

5月定例教育委員会資料 資料	
年月日	令和3年5月27日
担当課	教育委員会文化財課

気高町人工巣塔での特別天然記念物コウノトリの繁殖状況について

1. これまでの経過

- ① 令和元年 鳥取市気高町でコウノトリのペアが営巣し産卵。ヒナ 4羽が孵化・巣立ち（鳥取県では初）（令和元年5月4日孵化・令和元年6月17日足環取付）
親鳥個体番号 オス J0125（豊岡市戸島巣塔・2016.4/2 生・6/10 巣立）
メス J0123（豊岡市赤石巣塔・2016.3/29 生・6/8 巣立）
ヒナ個体番号 ①J0253（オス） ②J0254（メス） ③J0255（オス） ④J0256（オス）
※ヒナ③（J0255）は令和2年1月14日に島根県松江市で死亡確認
- ② 令和2年 鳥取市気高町日光に個人の方が人工巣塔を設置。昨年度と同じペアが営巣・産卵し、ヒナ3羽が孵化・巣立ち（鳥取県2例目）（令和2年5月18日孵化・6月29日足環取付・7月中下旬巣立ち）
ヒナ個体番号 ①J0321（オス）②J0322（メス）・③J0323（メス）
- ③ 令和3年3月5日 気高町日光の同人工巣塔に昨年と同じ親ペアが営巣し産卵している旨、巣塔所有者 椿壽幸（つばき としゆき）さんより市文化財課に連絡がありました。
- ④ 令和3年3月7日 巣塔所有者より、行動記録を兵庫県立コウノトリの郷公園に報告。4月6日にヒナ2羽が孵化。
- ⑤ ヒナは順調に成育し、5月19日（水）に標識足環の設置等を実施。

2. 足環設置（令和3年5月19日）

日時 令和3年5月19日（水）10時～13時

場所 鳥取市気高町日光 人工巣塔

所在地：気高町日光 地内

設置者：椿 壽幸氏

開始時間 10:07

終了時間 11:00 親鳥の帰巣とヒナの立ち上がり行動確認 12:48

作業参加者 計 15 名

兵庫県立コウノトリの郷公園 飼育員等 6名

巣塔所有者 1名

日本野鳥の会鳥取県支部 5名(観察支援)

鳥取県 緑豊かな自然課 1名、文化財課1 名

鳥取市 文化財課 1名

3. 令和3年度のヒナの情報

①(個体番号)J0353 (足環)左:黒青 右:赤緑 (体重)3.50 kg メス

②(個体番号)J0354 (足環)左:黒緑 右:赤緑 (体重)3.45kg メス

4. 今後の見込

※今年度のヒナについては、6月下旬～7月頃巣立ちの見込

※今後も数年間は同じ人工巣塔で繁殖する可能性が高い。

※鳥取県・兵庫県等と協議し、本市における将来的な取扱い・保護方針を数年以内に確立する。



捕獲用段ボール箱 事業者として鳥取市の表記



高所作業車によるヒナ捕獲作業(兵庫県立コウノリの郷公園による)



足輪取付作業(兵庫県立コウノリの郷公園による)